

公益財団法人 佐賀県体育協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人佐賀県体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、佐賀県における体育諸団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、体育スポーツの健全な普及発達を期し、本県スポーツの競技力向上と健康で生きがいのある県民生活に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育、スポーツの振興に関する基本的方針及びその方策の審議確立に関する事業
- (2) 加盟団体の強化発展と相互の連絡協調に関する事業
- (3) スポーツ少年団の育成強化に関する事業
- (4) 各種体育大会、講習会等の開催及び参加に関する事業
- (5) 国民体育大会に参加する競技者及び役員を選出に関する事業
- (6) 体育スポーツに関する調査研究及び宣伝啓発並びに指導奨励に関する事業
- (7) 体育功労者の表彰に関する事業
- (8) スポーツ施設の管理運営に関する事業
- (9) 公益財団法人日本体育協会との連絡協調に関する事業
- (10) 佐賀県その他関係機関の体育スポーツに関する施策への協力に関する事業
- (11) 県民スポーツ指導者の養成及び県民スポーツ振興に関する事業
- (12) 選手の競技力の向上及びコーチの育成に関する事業
- (13) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県において行うものとする。

第3章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの
- (2) 各地域におけるスポーツを総合的に統括する郡市町体育協会であって、この法人に加盟したもの
- (3) 各学校におけるスポーツを統括する学校体育団体であって、本会に加盟したもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第6条 加盟団体となろうとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

(脱退)

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 この法人は、加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟及び脱退等の必要事項)

第9条 前4条に規定するもののほか、加盟団体の加盟及び脱退等について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

- 2 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

(賛助会員)

第10条 この法人に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

第4章 資産及び会計

(財産の種別)

第11条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定

めたものとする。

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に、評議員80人以内を置く。

(選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の計5人で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 前2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族及び使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を委員に説明しなければならない。
 - (1) 評議員及び評議員の有する権限、評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容
 - (2) 当該候補者の経歴
 - (3) 当該候補者を候補者とした理由
 - (4) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (5) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。
- 7 評議員の選任及び評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第16条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。ただし、この法人は、評議員に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合において、必要な事項は、役員を支給の基準に準じる。

第6章 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するものとし、必要がある場合には臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会長、副会長、役員等

(会長及び副会長)

第25条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、会長1人、副会長若干名を置く。

2 会長及び副会長は、理事会で推薦し、評議員会で選任し、及び解任する。

3 会長及び副会長の任期は、選任後2年間とし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した会長及び副会長の補欠として選任された会長及び副会長の任期は、退任した会長及び副会長の任期満了の時までとする。

5 会長は、この法人の儀礼的行為を行うほか、理事会に出席して意見を述べるとともに、この法人の事業の執行に関し必要な助言を行うことができる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長が指定した順位に従い、その職務を代行する。

7 会長及び副会長は、無報酬とする。ただし、この法人は、会長及び副会長に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合において、必要な事項は、役員を支給の基準に準じる。

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上30人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を常務理事とする。

3 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第26条第1項に定

める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第31条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

2 前項について評議員会において決議する前に、その理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(理事及び監事の報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事（理事長については非常勤のものも含む。）に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で算定した額を報酬等として支給することができる。

2 この法人は、理事及び監事に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合における支給の基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

(役員の実任の免除)

第33条 この法人は、法人法第198条で準用する法人法第111条第1項の賠償責任について、法人法第198条で準用する法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から法人法第198条で準用する法人法第113条第1項第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長等)

第34条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、及び解嘱する。

3 名誉会長は、この法人の事業及び運営について、理事長に対し、参考意見を述べることができる。

4 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じて参考意見を述べるすることができる。

5 参与は、理事長が必要と認める事項について、その諮問に応じて参考意見を述べるすることができる。

6 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、この法人は、名誉会長、顧問及び参与に対して、職務の遂行に必要な費用を弁償することができる。この場合において、必要

な事項は役員を支給の基準に準ずる。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 会長、副会長、名誉会長、顧問及び参与の推薦
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他この定款で定められた事項

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議及び決議の省略)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事全員が書面及び電磁的記録により同意の意志表示をしたとき（監事が当提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 佐賀県スポーツ少年団

(設置等)

第40条 この法人に、佐賀県内のスポーツ少年団によって構成する佐賀県スポーツ少年

団を置く。

- 2 佐賀県スポーツ少年団は、第4条第3号の事業及びこれに関連する事業を実施する。
- 3 佐賀県スポーツ少年団に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 専門委員会

(設置等)

第41条 この法人に、理事会の決議を経て、任意の機関として専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究をする。
- 3 専門委員会の名称、委員その他必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第11章 事務局等

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする佐賀県内の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする佐賀県内の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事

監事

- 4 この法人の最初の理事長（代表理事）は相良哲朗とし、常務理事（業務執行理事）は橋本和男とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員名

副島 学	森脇 正弘	石橋 幸治	金嶽 栄作
石崎 寛	村上 英昭	打越 大輔	吉富 祥容
松山 和興	園田 正伸	坂井 昌晃	木下 博亮
高橋 正秀	富野 弘昭	廣川 陽三	大塚三虎年
浪瀬 隆一	玉利 伸一	野田 武宏	永沼 孝一
西岡 利幸	大家 保幸	古賀 俊弘	内村 寛樹
前田 信行	雪竹 美善	宮島 敬一	野中 安信
藤山 法道	光富 敦子	福井 浄	本村 初磨
田尻 好治	小池 邦春	江口 敏之	松園 一枝
古賀 直人	幸松 昭雄	吉原 和子	藤本 安廣
太田 貞武	田口 一也	古賀 正博	富永 光男
樋口 直文	野田 浩	久保 直人	志田 豊俊
小川 稔	小野 敏之	野田 久好	石橋 孝治
松隈 俊彰	中尾 晏子	松尾 良和	経塚 政徳
江田 弘	北島 良清	牛島 徹	岩永 和人
高島 祐秀	大木 兼光	平石 義治	野口 士郎
太田 里美			